

平成25年行政事業レビューシート							(復興庁)	
事業名	災害援護貸付金(復興関連事業)		担当部局庁	復興庁		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成24年度～未定		担当課室	統括官付参事官(予算・会計担当)		参事官 大野 秀敏		
会計区分	東日本大震災復興特別会計		政策・施策名	復興施策の推進 東日本大震災からの復興に係る施策の推進				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	災害弔慰金の支給等に関する法律第12条第1項		関係する計画、通知等	東日本大震災における災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸し付けの財源として必要な国庫貸付金の申請等の取扱いについて				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	自然災害により、住居や家財に被害を受けた場合並びに世帯主が負傷した場合に、その世帯の立て直しに資するため、市町村が災害援護貸付金の貸付を行う。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	(対象災害)都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害 (受給者)上記災害により、負傷又は住居、家財に被害を受けた者 (貸付限度額)350万円 (貸付原資負担)国2/3、都道府県・指定都市1/3							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input checked="" type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算						
		繰越し等			15,561			
		計			15,561			
	執行額			15,561				
	執行率(%)			100.0%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)	
	災害弔慰金等の支給に関する法律に基づき、災害により家財や住家に被害を受けた被災者に対し市町村が貸し付けた災害援護資金の一部を国が貸付するものであり、成果指標の設定になじまない		成果実績	-	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	23年度活動見込	
	災害援護資金貸付件数		活動実績 (当初見込み)	-	-	13,623	-	
単位当たりコスト	-		算出根拠	-				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	貸付金	-	-	平成25年10月から内閣府へ移管予定のため。				
	計	-	-					

事業所管部局による点検					
	項目		評価	評価に関する説明	
国 必 費 投 入 の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	東日本大震災の教訓も踏まえ、国民のニーズがあり、優先度が高い事業である。災害弔慰金の支給等に関する法律の趣旨・目的に照らし、国が地方公共団体へ負担すべき事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		-		
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	災害援護貸付金に必要な費目に限定されている。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-		
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-		
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点 検 結 果	本事業は、災害に対し、被災者が生活の立て直しを図るために市町村が貸し付けるものである。被災者のニーズに応じて貸付が行われる(事業が実施される)ため、コストの削減等の点検にはなじまないと考える。また貸付に当たっては法に基づき、適切に貸付事業が実施されている。				
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
-	被災した世帯等に対して災害援護貸付金の貸付が行われており、平成24年度までで所要額は計上されているため、平成25年度以降予算計上していない。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
-	被災した世帯等に対して災害援護貸付金の貸付が行われており、平成24年度までで所要額は計上されているため、平成25年度以降予算計上していない。				
備考					
平成24年度東日本大震災復興特別会計予備費(15,561百万円)を活用					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
	平成22年		平成23年		平成24年

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

復興庁  
15,561百万円

{ (厚生労働省へ移替え) }



厚生労働省  
15,561百万円

災害援護資金の貸付を行った市町村を含む都道府県又は指定都市に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律第12条第1項に定める負担割合(指定都市又は都道府県が市町に貸し付ける貸付額の2/3)を交付



【貸付】

A. 10都県市  
15,561百万円

災害援護資金の貸付を行った市町村に対し、都道府県が災害弔慰金の支給等に関する法律第11条第1項に定める割合(市町村貸付額の全額)を負



B. 政令市以外の市町村  
(宮城県为例)  
27市町  
5,346百万円

災害弔慰金の支給等に関する法律第10条第1項に定める対象者に

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)(単位:百万円)

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額が  
 支出されている者  
 について記載す  
 る。費目と使途の  
 双方で実情が分  
 かるように記載)

A.仙台市			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
貸付金	災害援護貸付金	7,800			
計		7,800	計		0
B.石巻市			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
貸付金	災害援護貸付金	1,644			
計		1,644	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	仙台市	災害援護資金の貸付	7800		
2	宮城県	災害援護資金の貸付	5346		
3	福島県	災害援護資金の貸付	1179		
4	岩手県	災害援護資金の貸付	629		
5	茨城県	災害援護資金の貸付	455		
6	千葉県	災害援護資金の貸付	124		
7	千葉市	災害援護資金の貸付	10		
8	東京都	災害援護資金の貸付	8		
9	栃木県	災害援護資金の貸付	6		
10	青森県	災害援護資金の貸付	3		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	石巻市	災害援護資金の貸付	1644		
2	塩竈市	災害援護資金の貸付	544		
3	気仙沼市	災害援護資金の貸付	531		
4	名取市	災害援護資金の貸付	505		
5	山元町	災害援護資金の貸付	351		
6	多賀城市	災害援護資金の貸付	317		
7	東松島市	災害援護資金の貸付	265		
8	亘理町	災害援護資金の貸付	208		
9	岩沼市	災害援護資金の貸付	206		
10	大崎市	災害援護資金の貸付	183		